

中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題

丸川知雄（東京大学社会科学研究所）

連合総研研究会・2006年3月20日

1. 中国労働市場の歴史・概観

（拙著『労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会、第1章）

1949～57年 重工業化を進めようとする中で、近代的工業労働力が不足していた時代。

労働市場に対する国家統制が次第に強まり、大学・技術学校卒業生を国家が独占、農村労働力の都市流入を阻止、やがて戸籍制度によって都市労働市場と農村労働市場とを分断。

1957～78年 労働市場抑圧の時代。

労働力の強制配分、賃金の価格メカニズム機能が働かない時代。

- ・為政者が思うように労働力を配分できる 餓死者が出てようやく配分の誤りに気づく。
- ・労働力過不足のバッファとして農村を利用。

・60年代初めから78年まで概して都市部では労働力過剰 新卒青年を農村部に「再教育」のために送り込む「上山下郷」

・内部労働市場が崩壊。8級賃金制が定められたが、ほとんどの労働者が1-2級に固定されたまま20年間昇給なし。

- ・労働生産性が低迷、全要素生産性の下落。

1978～現在 労働市場の漸進的導入

低生産性、低賃金の悪循環。そこへ農村に送っていた青年が舞い戻る。

- ・昇給の再開。賃金の引き上げ。ボーナスの導入 企業業績とのリンク制。

国有企業の活性化にある程度成功するも、労働分配率の上昇を招く。

- ・90年代には職務職能賃金制の導入

・固定工（＝終身雇用）を一方で維持しながら、新入社員には契約工（＝期間付き雇用）制度を実施 95年以降、固定工も解雇せざるをえなくなり、有期・無期の契約工にすべて変わる。

- ・非国有部門が雇用を拡大。

2. 大量失業の時代を経て

（拙著『労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会、第3章、拙稿「高失業社会へ移行する中国」『東亜』第436号 2003年10月）

現代中国において大量失業の危機は3回発生した。第1回は1961～63年。「大躍進」での大幅に雇用を増やしたが、大躍進が挫折すると大量の余剰人員が発生。都市部就業人口が5000万人ぐらいだったときに、2546万人が解雇され、大半は農村に送還された。

第2回は1978～79年。農村に送り込んでいた青年が大量帰還。「待業率」5%以上を記録。各種の企業に押し込んで解決した。

その後の高度成長、および公有企業にさしたる競争相手がいないという状況のもと、90年代半ばまで失業は顕在化せず。

第3回は1995～2002年。国有企業と外資系企業等の競争が激化し、潜在失業が増加。1995年頃より、国有企業の経営改善のための人員削減が許容ないし推奨されるようになり、大量の解雇が行われた。解雇は「下崗(＝一時帰休)」の名目で行われた。下崗の対象となった人たちには賃金は与えられないが、社会保険料、生活費手当が支払われる。

一時帰休を加えて失業率は1990年代末に8%前後まで上昇。

年	登録失業者数(万人)	登録失業率(%)	一時帰休者(万人)	一時帰休者を加えた失業率(%)	失業者数(調査数)(万人)
1978	530.0	5.3			
1979	567.6	5.4			
1980	541.5	4.9			
1981	439.5	3.8			
1982	379.4	3.2			
1983	271.4	2.3			
1984	235.7	1.9			
1985	238.5	1.8			
1986	264.4	2.0			
1987	276.6	2.0			
1988	296.2	2.0			
1989	377.9	2.6			
1990	383.2	2.5			
1991	352.2	2.3			
1992	363.9	2.3			
1993	420.1	2.6	150	3.53	
1994	476.4	2.8	180	3.86	
1995	519.6	2.9	282	4.47	790
1996	553.0	3.0	534	5.90	815
1997	570.0	3.1	995	8.51	980
1998	571.0	3.1	877	7.86	
1999	575.0	3.1	937	8.15	
2000	595.0	3.1	911	7.85	
2001	681.0	3.6	742	7.52	
2002	770.0	4.0	618	7.21	
2003	800.0	4.3	421	6.56	
2004	827.0	4.2	272	5.58	

(出所) 国家統計局(各年版)、国家統計局人口和社会科統計司・労働和社会保障部規画財務司編(各年)より。

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
一時帰休者総数(その年に再就業したものを含む) a	300	360	564	892	1435	1734	1652	1454	1194	953	743	471
国有企業	-	-	368	574	929	1254	1210	1098	891	677	509	294
集団所有制企業	-	-	182	287	447	424	399	321	279	249	210	157
その他	-	-	13	31	59	57	44	35	24	27	24	18
年末時点での未就職の一時帰休者 b	150	180	282	534	995	877	937	911	742	618	421	272
就職等によって減少した一時帰休者 c	150	180	282	358	440	857	715	543	452	335	322	199
新規一時帰休者 d	300	210	384	610	902	739	781	512	283	211	128	50
累計一時帰休者 e	300	510	894	1504	2405	3144	3925	4437	4720	4931	5059	5109
(出所) a: 1993、94年は陳佳貴編(2001)、95年以降は『中国労働統計年鑑』各年版。												
b: 1993～95年は当該年のaの1/2として推計。1996年は同年の一時帰休者総数(a) - 再就業者(c)。1997、98年は『中国労働統計年鑑』1999年版、99年は同2000年版。												
c: 1993～95年は当該年のaの1/2として推計。96年は『中国統計摘要』1998年版、p.38に示された再就業者数。97～99年は当該年の一時帰休者総数(a) - 年末時点の未就職一時帰休者(b)。												
d: 1993年については同年の一時帰休者数、94年以降は同年のa - 前年のb。なお、98、99年については『中国労働統計年鑑』にも記載あり。(数字は同じ)												
e: dを累計していったもの。												

私は潜在失業の数を 1995 年時点で 4080 万人と推計し(丸川[2000])、「すべての一時帰休者が再就職しおえるのは 2003 年になる。・・潜在失業問題は顕在失業問題へと形を変えて 2005 年ぐらいまでは続くと見た方がよい」と私は予測していた。

実際、1996 年から 2002 年の間に 4000 万人が一時帰休となったところで新規の一時帰休はほとんど出なくなった。公有セクターから余剰人員を外に出すプロセスはほぼ終わった。

一時帰休者は、3 年間は企業に設けられた「再就業センター」に属し、生活費の給付、社会保険料の支払いを受け、その間に再就職を探す。再就業センター在籍者数は 2000 年末に 614 万人、また再就職センターの年間支出は 246 億元だったのが、2004 年末には 92 万人を残すのみで、年間支出も 64 億元に減った。

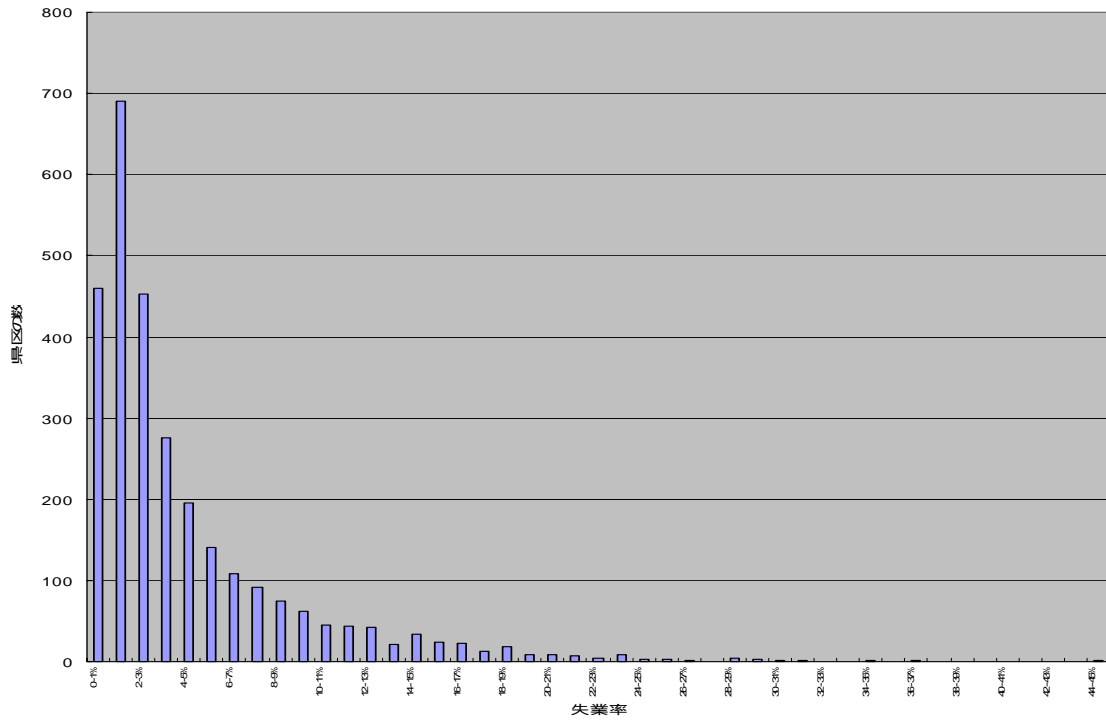
公有セクターから大量に失業者があふれ出る危機の時代は概ね過ぎ去った。

しかし、危機の時代のあとに現出したものは、4～5%という(東アジアの基準から見ると)高失業の常態化、そして所得格差の拡大である。

3. 未解決の局地的失業問題

大量失業の時代に、特に国有企業に対する依存度が高い地域の失業問題が深刻化した。なかでも、東北部の「資源枯渇型都市」の失業問題が深刻。中国に 2900 ある県レベルの行政体(人口は 40-50 万人程度)の失業率を集計すると下記のようなグラフを描くことができる。(図 1, 表 3, 表 4 はいずれも 2000 年人口センサスの県別集計値から計算したもの)

図1 県・区の失業率分布



国全体でみると失業率は 3.58%だったが、40%の県では失業率が 2%未満だった。失業率 5%未満となると 72%の県が含まれる。一方、失業率 20%を超える県が全体の 1.4%ある。失業率が特に高い地域を挙げると以下の通り。

表3 地区レベルで失業率の高い地域(上位10地区・市)

	A	B	失業率 (%)
遼寧省撫順市	7.7	13.8	21.5
黒竜江省鶴崗市	9.3	6.4	15.6
遼寧省本溪市	7.5	7.9	15.4
黒竜江省大興安岭地区	7.7	7.0	14.7
黒竜江省伊春市	8.7	5.7	14.4
海南省海口市	6.4	8.0	14.4
内蒙古自治区烏海市	6.5	6.5	13.1
遼寧省瀋陽市	4.4	7.4	11.8
吉林省白山市	7.7	3.9	11.5
黒竜江省鶏西市	6.4	4.7	11.1

(注) A,Bおよび失業率の意味は表3と同じ。

表4 県・区レベルで失業率の高い地域(失業率30%以上)

	A	B	失業率 (%)
遼寧省阜新市新邱区	12.6	32.4	44.9
遼寧省撫順市東洲区	13.6	22.7	36.3
黒竜江省鶏西市梨樹区	18.2	16.3	34.5
遼寧省撫順市望花区	11.0	20.3	31.3
吉林省遼源市西安区	15.2	15.7	30.8
遼寧省阜新市太平区	11.6	18.8	30.4

(注) A,Bおよび失業率の意味は表3と同じ。

(出所) 表3と同じ。

上位を占める地域は産炭地が多く、他に林業、鉄鋼などの産業都市が並ぶ。いずれもその地域を支えていた国有企業の経営が悪化し、大量解雇を行ったことから失業問題が発生した。共通するのは単一の産業・国有企業に依存しており、国有企業が学校や警察など社会を運営するような高コスト構造になっていること。

上記の失業率は分母に農村就業者も含んでいるが、都市民だけを分母にした蔡編[2005]の計算によれば、撫順市 32.9%、北票 28.4%、阜新 27.2%、鶏西 22.0%、鶴崗 21.8%。

阜新市は露天掘りの石炭とそれを利用した発電で1950年代の第1次5カ年計画期に開発が進められたが、80年代から経済が停滞し、2000年には一時帰休者15.6万人で、全市の正規従業員の36.7%が一時帰休に。19.8万人(市区人口の25.4%)が月156元の最低生活保障ライン以下の貧困に陥る。阜新市は1985年から「資源が枯渇した」と訴え、2001年には「資源枯渇型都市転換実験都市」に初めて指定。以来、72億元のプロジェクトを獲得。

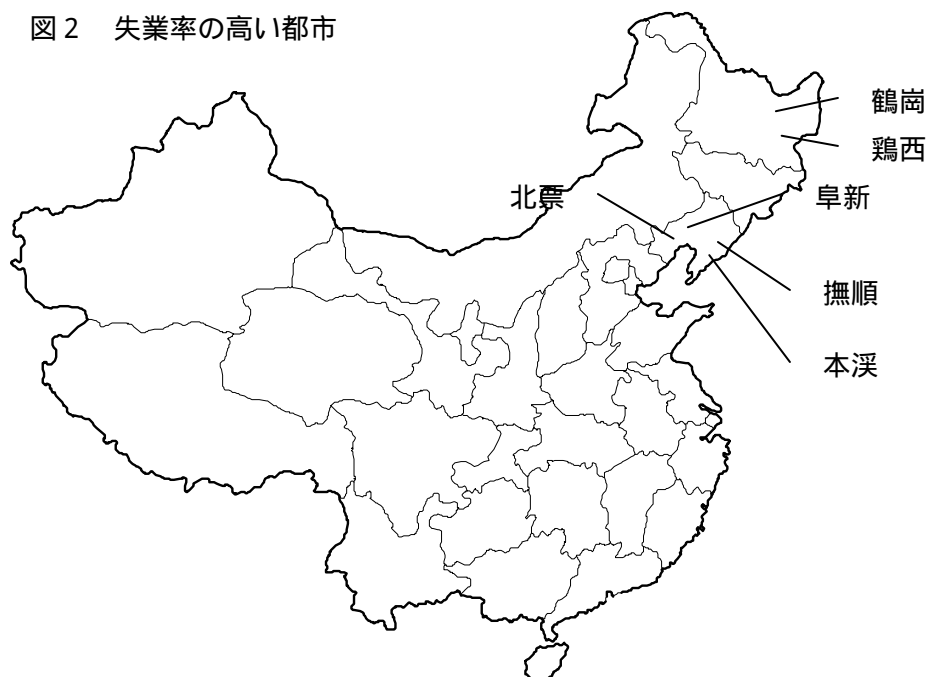
しかし本当に資源が枯渇しているのかは疑問視されている。まだ可採埋蔵量が3.3億トンあり、生産量も2001年の990万トンから2003年の1480万トンに回復。

問題は資源よりも、鉱業企業が余剰人員の負担によって投資余力がなくなっていることにあるようだ。

阜新と同じく「資源枯渇都市」として、大同、撫順、北票、鶏西、鶴崗、萍鄉、Zi博、鶴壁、焦作、臨湘、韶関、合山、東川、玉門があげられている。(蔡編[2005])

2000年以降、全国的には失業率が低下した。(蔡編[2005]の計算では12.6%から8.6%へ)そのなかで資源型都市の失業率は相対的に上昇。また労働力率が急低下。

図2 失業率の高い都市



失業率が最も高い地域では労働力率が低い。国务院人口普查办公室ほか(2003)

阜新市新邱区

15 歳以上の人口 5457 人

就業者 1664 人

家事従事者 816 人

離退職者 1179 人

失業者 1358 人

学生 240 人

労働能力を失った者 106 人 労働力率 55% 大人 1 人で大人 2 人を支える。

撫順市東洲区

15 歳以上の人口 28588 人

就業者 11159 人

家事従事者 2224 人

離退職者 6477 人

失業者 6361 人

学生 1388 人

労働能力を失った者 892 人 労働力率 61% 大人 1 人で大人 1.6 人を支える。

1998 年末から 2003 年末までの 5 年間に遼寧省で 99 万人、吉林省で 163 万人、黒竜江省で 143 万人も労働力人口が減少

	(%, 万人)					
年	1998	1999	2000	2001	2002	2003
都市部登記失業率						
遼寧	3.4%	3.5%		3.2%	6.5%	6.5%
吉林	3.1%	3.3%		3.1%	3.6%	4.3%
黒竜江	2.4%	2.5%		4.7%	4.9%	4.2%
都市部登記失業率(修正)						
遼寧	4.4%	4.6%	4.8%	6.3%	8.5%	8.1%
吉林	3.5%	4.4%	5.1%	4.7%	5.2%	7.1%
黒竜江	3.0%	3.0%	3.4%	4.8%	5.7%	4.9%
都市部失業・一時帰休率(修正)						
遼寧	14.3%	16.0%	16.0%	14.1%	12.8%	9.8%
吉林	11.9%	12.7%	14.5%	11.6%	10.1%	9.6%
黒竜江	11.8%	15.9%	14.9%	13.6%	13.9%	12.4%
都市部就業者数						
遼寧	884.9	857.5	846.6	855.9	848.5	845.0
吉林	511.0	475.4	437.9	417.2	439.4	375.6
黒竜江	818.6	784.9	721.8	712.2	697.2	686.3
都市部労働力人口(推計)						
遼寧	1003.2	992.5	978.7	962.9	939.2	903.8
吉林	572.4	536.5	504.6	465.6	482.3	409.5
黒竜江	917.0	919.0	838.0	814.9	799.8	773.7
(出所) 『中国労働統計年鑑』 『中国統計年鑑』 より計算						

東北三省の都市部人口は減少していないので、労働力人口の減少は、就業をあきらめた人たちがたくさんいることを示唆する。この人たちを「潜在失業」と見なすと、潜在失業を含めた失業率は18~24%という驚くべき水準に達する。

4．高失業地域における貧困問題

失業問題の深刻化を受けて、民政部は都市部の生活保護の対象を広げた。

2000年の400万人から2002年の2065万人へ。これを貧困人口とすると、都市規模が小さくなればなるほど貧困発生率は高くなる。人口200万以上3.8%、100~200万人4.4%、50~99万人6.0%、20~50万人6.7%、20万人以下9.1%。(蔡編[2005])

資源枯渇型都市では特に高く、阜新25.3%、北票24.6%、鶏西16.7%、鶴崗15.5%。

昆明市の一つの区になった東川の例：ここは銅鋁山の都市だったが、鋁山の資産負債比率が245%にもなり、2001年に倒産。12000名の従業員が解雇され、ついで市内の商業企業なども相次いで倒産。鋁山は銅会社を買収されたが、新会社に採用されたのは元従業員2000名と農民工2000名であった。昆明市に合併されたにもかかわらず、東川区民には昆明市民としての待遇が与えられない。子供を昆明の学校に入れようと思えば賛助金を求められ、昆明市の一時帰休者に対する優遇も受けられない。失業者は昆明市に出稼ぎするが、結局は東川に舞い戻り生活保護を受ける方を選ぶ。生活保護人口は東川の都市人口の27%に及ぶ。

なお、鋁山の倒産によって債務は帳消しになり、低価格で買収された後、元の鋁山の経営者が大部分そのまま居座った。かつて「資源枯渇」を叫んでいた市は、今は資源が200万トンある(年生産量は1.6万トン程度)と言っている。

5．労働移動と移住に対する規制の枠組み

「資源枯渇都市」では労働需要は停滞しており、大量の失業者が滞留している。

なぜ彼らは職を求めて他の地域に移住しないのか？

中国では地域間での労働移動はきわめて活発ではないのか？

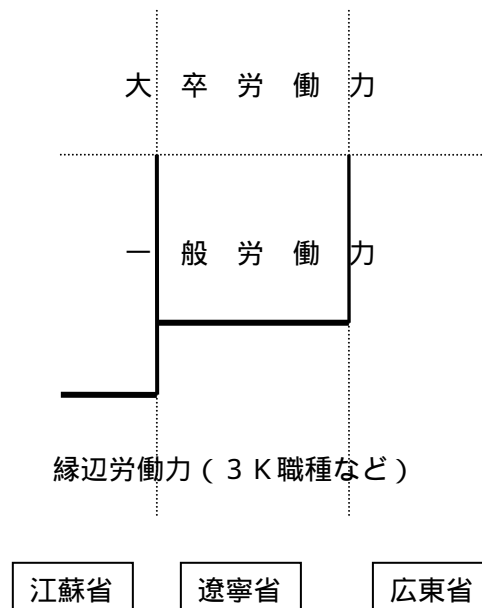
移住しない理由は、流入規制の存在、労働者自身の意識の二つである。

について、中国の都市部ではまだ労働移動に対する規制が存在した。東北部の就業状況が厳しい都市では、外来者が就いていい職業などが細かく規定されていた。

2004年に国家発展改革委員会や労働社会保障部などが農民の都市での就業に対する差別的規定や不合理な費用徴収を中止すべきとの通達を出した。そこでは、鋁山の従業員のような都市民の他都市への移動については言及していないが、他都市民に対する差別も同時になくなるはずである。

ただ、実態においてそう簡単にはなくなるだろうかと、という疑問もある。特に最後まで残る差別は、移住者の子弟の就学に対する特別の料金徴収である。

図2 中国労働市場の構造（概念図）



（出所）筆者作成。

以前の移動規制の枠組みに基づいて私は図2のような構図を描いた。広東省農村部では地元民はみな外資系企業に土地を貸す地主となっていて働かない。そこで大卒労働力、一般労働力のすべての階層で労働市場はオープンである。

遼寧省都市部では国有企業の不調により失業問題が深刻であるゆえ、特に国有企業労働者と競合するような職種において労働市場は閉鎖的である。大卒以上については競合しないので比較的開放的、道路清掃など3K職種についても比較的開放的だが、市内の労働者を抱き合わせで雇う義務がある。

江蘇省南部では労働需要が多いので、都市・農村の区別なく地区内では労働移動が自由である。しかし地区外からの流入に対する規制は強かった。ところが近年外資が増えてきて労働需要がさらに伸びたので、一般労働力について労働市場が開放されてきている。

労働者の意識の問題：

阜新鉱務局は、現職従業員9万人、退職者・一時帰休者9万人という膨大な負担と余剰人員を抱える中、3つの炭鉱を閉山。表6のように、8万人の退職者を地方政府に負担してもらい、3万6000人を解雇、新会社に6万人を就職させた。

	(人)
地方政府に移管	81720
退職職工	68202
社会機能部門職工	9681
早期退職職工	3837
改組後の企業に就職	62442
阜新鉱業集团公司	48487
非石炭の子会社	12783
他の所有制	1172
解雇・一時帰休	36891
閉鎖3鉱山の集体職工	14409
閉鎖3鉱山の第1線の集体職工	1895
閉鎖3鉱山の全民職工	2539
退職	111
農民工	60
地方再就職センターに入る	17877
集団移住	400
合計	181453

(出所) 于立・孟韜・姜春海『資源枯渇型国有企業退出問題』

ここで特に 400 人の集団移住が画期的試みとして注目された。

2002 年に省政府は省内の各地域が阜新を助けるように要請。

大連市の炮台鎮が受け入れを表明し、同年 11 月には従業員 400 人とその家族 328 戸、あわせて約 1000 人が移住。

国家からの補助金である「地盤沈下地域職工住宅安置費」1600 万元を利用し、移住者のために炮台鎮に 7 棟 330 戸の住宅を建設した。住宅は 60 m²までならば 1 m² 150 元という破格の値段で移住労働者家族に払い下げられた。

移住した家族に対して阜新市政府は 1 人あたり月 156 元的生活保障費を支給するほか、引っ越し代 500 元、冬季暖房費総計 40 万元以上を支給。年金保険は阜新市の保険に引き続き加入できる。また家族 3 人で移住する場合でも戸籍は 1 人だけ移して、子供の戸籍は阜新市に残すことも可能とした。

炮台鎮の側は、本来移住して入ってくる人に対して課す 1000 元の費用と、子供の入学費として外地出身者に課す 1000 元免除した。

希望者に対しては、就職先を選び好みしないという条件のもとで炮台鎮開発区外企会社が就業先を斡旋した。

それでも、移住者の中には、政府にだまされたと不満を漏らし、国家計画委員会や遼寧省政府に訴える者や阜新に帰らせるよう要求する者も出てきた。就業希望者は 700 人いたが、実際に就職できたのはその 3 分の 1 以下にとどまった。炮台鎮の外資系企業や私営企業、個人企業に適応できない。実質所得は減少。

移住から 1 年たっても炮台鎮に戸籍を移した家族はいなかった。それは、移住者たちは

もともと「城市戸籍」を持っていたのに対して炮台鎮で与えられるのは「城鎮戸籍」で格が下がるという思いがあるからである。

6. 労働者の安全と権利

(1) 出稼ぎ労働者の労働条件と権利

中国で人権や安全が最も著しく侵害されているのが、農村からの出稼ぎ労働者であることが推測できる。

中国社会科学院社会学研究所“農村外出務工女性”課題組(2000)による珠江デルタでの調査(1994)。調査対象者は女性 74.7%、男性 25.3%

うち 70.7%が会社側に何らかの担保を提供している。

保証金を納める	35.8%
親戚や友人が保証人となる	10.0%
身分証明証を会社が預かる	21.6%
暫住許可証を会社が預かる	16.8%
出稼ぎ労働証を会社が預かる	8.5%
その他の担保	3.4%

(数字は回答者全体に対する割合。複数回答)

身分証を会社が預かるというのは労働者の人権侵害に至る可能性の高い行為であるが、中国の労働法(1994年公布)ではそれをはっきりと禁止する項目はない。就職時に保証金を納付させることについては日本の労働基準法では周到にこれを禁止しているが(第16条、第17条、第18条)、中国の労働法にはこれらに該当する条項はない。

A 残業があるときの労働時間		B 労働環境の問題点 (%)		
時間	%		問題あり	問題なし
8.5~9	2.1	高温	33.7	66.3
9.5~10	11.1	粉塵	38.0	62.0
10.5~11	17.0	騒音	50.1	49.9
11.5~12	39.0	湿気	17.9	82.1
12.5~13	15.1	低温	8.5	91.5
13.5~14	8.8	毒	28.9	71.1
14.5~15	3.8	通風	39.0	61.0
16	2.3	照明	22.6	77.4
17	0.4	防火措置	15.7	84.3
18	0.5	スペース	35.8	64.2
残業なし	2.7			

(出所)中国社会科学院社会学研究所“農村外出務工女性”課題組(2000)

61.2%が労働契約を会社と結んでおらず、いつでも自由に解雇されうる状態になっている。賃金は、月 300 元以下が 33.3%、300~500 元が 50.8%、500 元以上が 15.9%、800 元以上が

3.7%という分布。

労働時間に関しては、残業のある月が平均で6.9ヶ月。残業がある日の労働時間は表6-1の通りで、長時間労働が常態化。

労働環境については、特に騒音、通風、粉塵、スペース、高温などに関して、問題があると回答するものが多い(表6-1B)。

生活に関しては、回答者の82.9%が会社の提供する従業員宿舎に住む。25㎡ほどの部屋に12人住むケースが最も多く、1室の住人は平均で12.6人である。1人平均2㎡程度のスペースしかないにもかかわらず、住居条件はとてもよいとする者が11.4%、わりと良いとする者が51.1%。

労働災害に遭ったときに医療費をすべてないし一部会社に請求できると答えた者が72.1%、逆に言えば3割近くが無保険。

労使関係については、回答者の14.6%だけが会社に労働組合があると答えた。低賃金や賃金未払いに抗議したストライキやサボタージュが頻繁に発生するが、ストを組織した者が解雇されたり殴打されることもある。

北京での同グループによる調査によれば、暫住証明書、出稼ぎ労働証などの証明書を得るのに毎月一定額の費用を地元政府に納めなければならない、その額は暫住証明書が月平均9.8元、出稼ぎ労働証が月平均4.5元である。他に治安費2.4元や宿舍代10.8元など、労働者は毎月45元の各種費用を会社や現地政府に納めている。

なお、「出稼ぎ労働証(就業登記証)」の制度は2005年の労働社会保障部通達で廃止することになった。

(2) 労働者の安全

中国では、労災保険に加入している労働者数は2000年現在で4350万人(2001年は4345万人に減少した)であり、第一次産業従事者を除く就業者数3億5600万人のわずか12%にしかすぎない。労災保険の統計からは労働の安全状況に関する情報の一部しかうかがうことができない。

	加入者数 (万人)	労災死亡者 (人)	労働障害補償を得た者(人)			職業病補償を得た者(人)				
			合計	1-4級(労働能力を全面的に喪失)	5-6級(労働能力を大部分喪失)	7-10級(労働能力を一部喪失)	合計	1-4級(労働能力を全面的に喪失)	5-6級(労働能力を大部分喪失)	7-10級(労働能力を一部喪失)
合計	4350	5044	188221	31753	26372	130096	12556	7463	2244	2849
内資企業	3748	4735	165881	31032	25169	109680	12447	7411	2218	2818
国有企業	2711	3906	135611	27280	20595	87737	11335	6950	1810	2575
外資企業	328	187	15275	543	854	13878	47	5	14	28

(出所)『中国労働統計年鑑2001』

労災保険の加入者数(日本の場合には適用労働者数)は日本が4855万人と、中国よりもやや多いが、労災障害を被った人数は中国のほうが4割程度多く、死亡者数は4倍近い。

国有企業の方が外資系企業よりも労災の発生率が高い。

労災の統計よりも労働中の事故に関してよりカバー範囲が広い統計としては、国家安全生産監督管理局（国家煤鋳安全監察局）が作成する「全国傷亡事故状況分析」。

2002年に公布された安全生産法（およびそれに先だって存在した「企業職工傷亡事故報告和处理規程」）に基づいて作成されている。

この統計は、生産現場での事故だけでなく、道路交通事故や航空機事故、火災などもすべて報告しているが、そのなかから鋳工業企業の事故だけを抜き出したのが表6-4。

表6-4 産業別労災事故件数と死亡者数(2001年)

産業	2001年		2002年1-10月	
	事故件数	死亡者数	事故件数	死亡者数
総計	11402	12554	10999	11859
炭鋳	3082	5670	3078	5230
石炭以外の鋳山	1313	1932	1320	1669
鋳山以外の企業	7007	4952	6601	4960
建築			1629	1736
機械			1508	632
化学			354	359
軽工業			539	351
建材			385	349
電力			224	216
金属			412	144
流通			114	105
紡織			203	93
石油			38	41
非鉄金属			65	37
地質			25	24
医薬			40	18
電気通信			12	15
水利			10	13
林業			93	54
軍事工業			7	13
煙草			9	3
郵政			4	2
旅行			4	4

(出所)「2001年全国傷亡事故状況分析」「2002年1-10月全国傷亡事故状況分析」
国家安全生産監督管理局

この統計には死亡者が出るような重大事故のみ含まれており、怪我にとどまったような事故は余り報告されていないようである。統計の対象は「中国国内のあらゆる生産経営単位」であり、労災保険に加入していない企業で起きた事故も含まれている。

中国の炭鋳の安全状況はきわめて憂慮すべき状態にある。(表6-5)とりわけ郷鎮炭鋳における事故率が高い。2002年1～10月における炭鋳のタイプ別の死者数をみると、元国有重点炭鋳では824人で、生産量100万トンあたりの死亡者は1.41人、元国有地方炭鋳は825人で、死亡率は3.92人/100万トン、郷鎮炭鋳では3581人で、死亡率は13.04人/

100万トンにも及ぶ。

国	死亡者数 (人)	死亡率 (人/100 万トン)	労働者数 (万人)	労働生産 性(トン/ 人)
アメリカ	47	0.05	10.55	8872.0
日本	2	0.32	0.26	2401.0
オーストラリア	0	0	2.55	7560.8
ドイツ	0	0	9.26	574.5
南アフリカ	47	0.23	6.21	3319.1
ポーランド	34	0.25	27.5	491.6
ロシア	217	0.82	58.55	435.5
インド	137	0.54	64.11	461.0
中国	6761	5.23	763.8	169.2

(出所)堀井伸浩「石炭産業」(丸川知雄編『中国産業ハンドブック
2001～2002年版』蒼蒼社、2000年)

表6 - 4の統計は炭鉱以外においてはカバレッジに問題がある可能性がある。例えば、建設業(建築業)の就業者1万人あたりの事故死者数を比べると日本が0.78人(2001年)、中国が0.49人(2002年1～10月)となり、期間の違いを考慮したとしても、中国の方が死亡率が低いことになる。しかし事実そうなのであろうか?

(3) 労働者の安全と権利をめぐる制度的枠組み

中国における労働者の権利に関する基本的な法律は労働法(1994年公布)。

労働法では「労働者は、平等に就業し、職業を選択する権利、労働報酬を得る権利、休息と休暇の権利、労働安全衛生の保護を受ける権利、職業技能研修を受ける権利、社会保険と福利を受ける権利、労働争議の処理を申請する権利、および法律が規定するその他の権利を有する」と格調高く謳われ、それぞれに関する条文が107条にわたって列挙されている。

だが、例えば労働時間ひとつとっても労働法での規定(月36時間以内)は簡単に無視されている。

労働法の実施を監督するのは、
中央政府 労働・社会保障部
各省や市 労働・社会保障局 労働監察処(大隊)

労働監察処は、企業の労働契約、労働時間、社会保険や福利などが労働法に従っているかどうかを、告発を受けたとき、また毎年1回の定期検査のうちに検査し、法律違反があれば、罰金等の処罰をする。

労働者の安全に関する基本的な法律は鉱山安全法(1992)と安全生産法(2002)
1982年に当時の国家労働総局(現在の労働・社会保障部)のもとに鉱山安全監察局が設立

され、各省にも鉱山安全監察処

安全生産法の実施状況を監督するのは国家経済貿易委員会のもとにある国家安全生産監督管理局である。同局は鉱山安全法の施行を担当する国家煤鉱安全監察局と実質的には同一の機関。各省政府にもこれに対応して安全生産監督管理局が設けられ、市のレベルにも同様の局が設置されている。

日本と比べると、日本では労働基準監督署が、安全管理と権利擁護の両方を担当しているのに対して中国では別系統の官庁が担っている。日本では労働基準監督署は国の出先機関であるのに対して、中国では、実際に企業の現場と接するのは地方政府のよとの労働・社会保障局や安全生産監督管理局。地方政府の機関だと、出稼ぎ労働者の權益・安全保護には余り熱心に取り組まないのではないだろうか。

7. 労働者の権利と政治

手厚く守られた都市民の労働者 土地を割り当てられるだけで税を絞られ、ほおって置かれる農民、という二重構造は、前者に対する保護政策が下崗 失業という形でほころびを見せ、また後者に対しては近年の農民重視政策もあって、少しずつ身分的格差はなくなりつつある。しかし、2004年の一片の通達で、農民が都市部において完全に平等な待遇を受けようになったとは考えにくい。また、都市民に対しては特に鉱業都市に対する債務棒引き、「東北振興」の名の下の投資など、やはり色々な優遇が続いている。

都市民・農民の二重構造が告発されてから久しいが、農民の声を政治に反映するチャンネルは狭く、農民の利害は効果的に分断されている。暴動の頻発が伝えられるが、個別の土地収用・腐敗をめぐる紛争であって、地方政権さえをも揺るがす力になるとは考えられない。胡錦涛・温家宝という「英明な君主」が農民に対する配慮を示したというのが、昨今の農民重視政策であり、そこには農民の声は反映されていない。

低賃金と厳しい労働条件の下におかれている出稼ぎ農民が自らの權益を擁護する手段は、もっぱら「退出」あるのみである。

組合（工会）は都市民労働者の声を代弁し、経営や政策に反映させる組織には、たぶんなっていない。全国人民代表大会（国会）もそうした役割を果たしていない。仮に誰かが組織しようと考えても、南北で労働者の意識の違いは大きい。

（参考文献）

丸川知雄（2000）「失業問題の現状と展望」(中兼和津次編『シリーズ現代中国の構造変動 第2巻 経済 構造変動と市場化』東京大学出版会

丸川知雄(2002)『労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会

丸川知雄（2003）「高失業社会へ移行する中国」『東亜』第436号 2003年10月

丸川知雄（2003）「中国における労働者の安全と権利」(国際金融情報センター『中国にお

ける経済改革と経済協力』)

蔡方編(2005)『中国人口与労働問題報告 No.6』社会科学文献出版社

国務院人口普查弁公室・国家統計局人口和社会科技統計司編(2003)『2000 人口普查分県資料』中国統計出版社、2003 年

于立・孟韜・姜春海(2004)『資源枯渇型国有企業退出問題研究』经济管理出版社